

生食輸発1125第3号
平成28年11月25日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産レイシ(ライチ)のジフルベンズロン及びねぎのテブフェノジド並びにエクアドル産カカオ豆のピリメタニル)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正:平成28年11月21日付け生食輸発1121第3号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産乾燥ねぎ及びエクアドル産生鮮カカオ豆において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品及び項目について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、同通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、中国産レイシ(ライチ)についてジフルベンズロンに係る検査命令を解除したことから、平成28年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、同通知の別表第2に下記を追加します。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成28年11月25日	中国	レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフルベンズロン)	
		ねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テブフェノジド)	SHANGHAI KODAMA FOODS CO.,LTD.
平成28年11月25日	エクアドル	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリメタニル)	INMOBILIARIA GUANGALA S.A.